

仕 様 書

1 委託内容 新潟県広報紙「県民だより」新聞折込業務委託

2 委託期間 契約日から令和9年3月31日

3 規格等

(1) 規 格 タブロイド判 4ページ

(2) 折込新聞 新潟日報、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日経新聞

(3) 折込地域及び折込部数 ※令和8年2月時点での見込み

市町村	折込部数
村上市	11,030
新発田市	18,240
聖籠町	2,370
新潟市	162,190
三条市	19,030
燕市	16,400
長岡市	57,170
見附市	8,700
湯沢町	1,840
柏崎市	16,690
上越市	41,020
妙高市	6,620
糸魚川市	10,910
合 計	372,210

- ・全ての納品市町に同じ版を折り込む。
- ・県の指定する発行業者から納品される梱包には市町名が明示されている。
- ・折込部数は、その都度、新潟県知事政策局広報広聴課と協議の上定める。

(4) 折込回数及び折込日

- ・発行は年4回で、4月、7月、10月、1月とする。
- ・折込日は、その都度、新潟県知事政策局広報広聴課と協議の上定める。
(原則、各号、発行月の第2日曜日を発行日とする。ただし第2日曜日の翌日が祝日の場合はその祝日を発行日とする。)
- ・折込期日のおおむね3日前までに県の指定する発行業者から納品する。

(5) その他

- ・契約は年間の単価契約とする。
- ・入札保証金は、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額に年間折込見込み部数1,488,840部(1回あたり折込見込み部数372,210部×4回)を乗じた額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。
- ・契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。